

令和4年度国有林野の樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査
(マーケットサウンディング) 実施要項

1. 背景と目的

国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権制度は、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間・安定的に伐採できる権利である樹木採取権を公募・審査・選定を経て民間事業者を設定するものです。

樹木採取権の設定については、地域の民間事業者が対応しやすい権利期間10年程度、規模200～300ヘクタール程度を基本の形（以下「基本形」という。）として、全国10箇所の樹木採取区をパイロット的に指定し、今後の制度運用に向けた課題の聞き取り等を行っているところです。

一方、地域の取組として大規模な製材工場を誘致する場合など国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域においては、その地域の需要動向や森林資源の状況などを勘案しつつ基本形を超える規模も設定できることとしているところです。

このような基本形を超える規模のものに対するニーズがあるかどうか、また、設定する際の規模はどの程度が適当かについて検討するため、マーケットサウンディングを実施いたします。なお、これまでのマーケットサウンディングやパイロット的な箇所の事業者アンケート調査においては、事業の実施体制を組むことが難しい（特に川上事業者との連携）という意見がありましたが、別添イメージのように、大規模な製材工場等の集荷圏となる地域内で複数の樹木採取区から原木を調達すること（その際、場合によっては複数の川上事業者と連携すること）を想定し、例えば、隣接県または隣接の森林計画区で樹木採取区を複数指定することも一つの手法と考えています。このように、需要者が複数の川上事業者と連携することも考えられますので、提案作成に当たっての参考としてください。

以上を踏まえ、需要者の皆様による地域における新たな木材需要創出のアイデアや構想、川上事業者との連携に向けた方策も含めた取組の情報提供（以下「構想提供」という。）をお願いするものです。

2. 構想提供者の要件

新規需要創出構想提供書（以下「構想提供書」という。）を提出いただける方（以下「構想提供者」という。）は、素材（原木）を原材料として使用して製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者（意向のある者を含む。以下「実需者」という。）のうち、下記①～③に該当しない者とします。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員

又は当該構成員を含む団体

3. 構想提供の内容

(1) 構想提供の概要及び記載事項のイメージ

新たに創出する木材需要の内容、方法、規模とこれに相応する樹木採取権の規模その他の下記に掲げる事項を参考に様式1により提供ください。

この際、樹木採取権については、基本形の規模では対応出来ないものに限るものとします。

ア 新たな木材需要創出の内容、規模、道行き、実現可能性

(ア) 新規需要創出の内容、方法、需要規模（樹種別の素材（原木）消費量）

(イ) 必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格

(ウ) 想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い）、実現可能性・確実性を示す数的根拠

イ 事業の実施体制（アの実行のため連携が必要となる川上事業者及びその労働力の状況、伐採後の再生林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業体間での連携状況）等。別添イメージを参考に複数の川上事業者と連携する場合はその旨が明らかとなるよう記載。）

ウ 樹木採取権及び民有林からの素材調達希望・予定量

(ア) アにより創出される新規木材需要のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量

(イ) アにより創出される新規木材需要のうち、民有林からの調達予定量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策

エ 地域

当該需要が発生する地域及びその集荷圏、地域への効果

オ 期間

樹木採取権の権利期間について想定（希望）する年数とその理由（設備の耐用年数等）

カ その他

(2) 構想提供に当たっての留意事項

① 構想提供書の文量等は構想提供者の自由とします。構想提供に要する費用は全て構想提供者の負担となります。

② 構想提供の内容は、現行の樹木採取権制度の趣旨に即したものとし、樹木採取権の規模に係るもの以外のルールについては、現行の制度（法令、ガイドラインその他の通知）を前提としてください。

③ 構想提供に当たっては、樹木採取権制度が、民有林を圧迫するものではないこと、

国民の財産である立木資産について通常の立木販売以上の対価を支払うこととしていることに御留意ください。

- ④ 既に地元自治体（都道府県や市町村）に提案の内容を説明し、あるいは調整を行っている場合には、その旨明記ください。
- ⑤ 構想提供書の内容は、外部に公表されることを前提とします。また検証の過程で、構想提供書の内容を都道府県等に照会・共有する場合があります。なおそれらの際は、構想提供者の名前や名称が特定されるような情報は伏せさせていただきます。
- ⑥ 構想提供者に対しては、必要に応じて、林野庁によるヒアリングを行わせていただきます。ヒアリング等での発言は、その時点での想定等に基づくものであり、双方を拘束するものではありません。
- ⑦ 具体的な新規創出需要の実現可能性の調査、検討、見定めは、今回の構想提供の結果はもとより、パイロット的に指定した基本となる規模の樹木採取区における事業について一定の評価・検証をした上で行うこととしております。このように複数年にわたり、構想提供いただいた内容を掘り下げて検討することや再度の調査を実施する場合があることに御留意ください。
- ⑧ 基本形より小規模なものニーズ等については、本調査とは別に今後実施する可能性があります。
- ⑨ 構想提供書の提出があったことをもって、樹木採取権の設定や国有林からの素材供給を約束するものではありません。また、構想提供書の内容により、その後の樹木採取権の設定に係る民間事業者の選定等において構想提供者が有利又は不利に取り扱われることもありません。

4. 資料の提供について

構想提供書の作成に当たり参考となるよう、現時点で国が提供可能な資料（下記の①～②）を提供いたします。

このうち、②については、広く一般に公表していないデータ等が含まれるため貸与資料との取扱いとし、資料提供等申出書（様式2-1）の提出により、提供いたします。令和4年9月16日までに全て国に返還するとともに、複写物等を作成した場合にはその一切を破棄若しくは消去してください。なお、提供した資料に含まれない資料の提供を希望する場合は、追加資料提供等申出書（様式2-2）による申出により、追加提供の必要性等を検討の上、提供可能な場合は資料の取扱条件を付した上で提供します。

【提供資料】

- ① 国有林の森林資源量、伐採量の現況に係る資料（ホームページで公表）
- ② 国有林材の販売量、販売金額等に係る資料 ※貸与資料

※ 樹木採取権に係る通知類については、次の URL を参照ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html

5. 御質問について

御質問がある場合は、下記のアドレス宛にメールにて質問票（様式3）により下記の期限までに提出ください、回答いたします。なお、提出のあった御質問及びその回答の一覧を公表することで回答に代える場合があります。

構想提供書の提出に係る手続きなど簡易な質問については、電話、メール本文での質問など質問票の様式を用いない方法で構いません。なお、期限以降の追加の質問を妨げるものではありません。

NF_MS_R02@maff.go.jp

6. スケジュール

新規需要創出構想提供書（様式1）の提出期限：令和4年9月16日（金）
資料提供等申出書（様式2-1）の提出期限：令和4年8月12日（金）
追加資料提供等申出書（様式2-2）の提出期限：令和4年8月12日（金）
質問票（様式3）の提出期限：令和4年7月22日（金）

7. 連絡・提出先

連絡先：林野庁国有林野部経営企画課企画班

所在地：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館
北別館8階ドア番号北812

電話：代表：03-3502-8111（内線6288）

直通：03-3502-1027

Fax: 03-3592-6259

E-Mail: NF_MS_R02@maff.go.jp

※構想提供書は原則メールにて御提出ください。

事業者アンケート結果の概要（取りまとめ）

- 説明会参加者が申請を見合わせた理由としては、①事業の実施体制を組むことが困難、②申請・計画作成等に係る事務負担などが上位を占めた。申請のあった箇所、なかった箇所ともに同様の傾向であった。
- また、10年程度とした権利期間については、ちょうどよいとする意見が多かったが、長いという意見も4割弱みられた。特に申請のなかった4箇所は長いと回答する者が多かった。短いとの意見はなかった。
- 20～30ha/年程度の区域面積については、ちょうどよいが最も多い一方、小さいという意見もあった。申請のあった箇所、なかった箇所ともに同様の傾向であった。
- その他の意欲と能力のある林業経営者が説明会への参加等を見合わせた理由としては、①事業地が自社の事業拠点から遠かったことや、②新制度のため様子見したことが多かった。申請のあった箇所、なかった箇所ともに同様の傾向であった。

■ アンケート調査の結果

調査期間: 令和4年2月1日～3月24日
 ①森林管理局が開催した説明会参加者 回答 67者/109者 (回答率61%)
 ②①以外の意欲と能力のある林業経営者※ 回答 197者/388者 (回答率51%)
 ※樹木採取区の所在する道県が、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有するなどとして、森林経営管理法に基づき公表している者

(質問 1)

申請や説明会への参加を見合わせた理由

(回答者:①の67者及び②のうち本項目に回答した者128者※)

※説明会に参加していない者のうち、制度を知っていた者

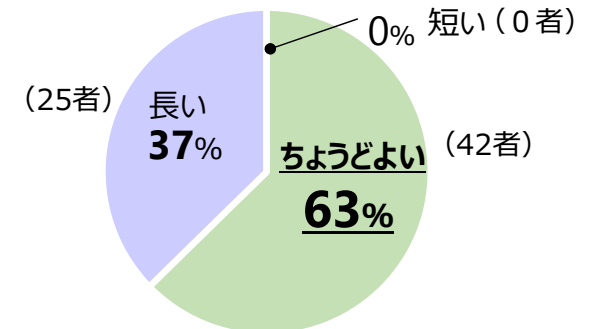
	割合	
	説明会参加者	意欲と能力のある林業経営者
(1) 一定期間事業が確保できることに魅力を感じなかった	4%	3%
(2) 申請書の作成の事務負担が大きいと判断した	46%	21%
(3) 権利設定後の計画作成等の事務負担が大きいと判断した	42%	20%
(4) 事業地が自社の事業拠点から遠かった	27%	40%
(5) 制度が始まったばかりであり様子見をした	30%	31%
(6)ーア 権利期間(10年程度)が合わなかった(長い)	24%	1%
(6)ーイ 権利期間(10年程度)が合わなかった(短い)	0%	1%
(7)ーア 規模(200～300ha程度(皆伐相当))が合わなかった(大きい)	6%	12%
(7)ーイ 規模(200～300ha程度(皆伐相当))が合わなかった(小さい)	3%	1%
(8) 権利設定料に見合う収益が見込まれなかった	24%	2%
(9) 樹木料の算定の基礎となるべき額が林分内容のわりに高いと判断した	33%	2%
(10) 林分内容(蓄積量、木の形質など)が良好でなく、収益が見込まれる森林が少ないと判断した	13%	4%
(11) 立地(路網が未整備など)が悪く、搬出経費がかかりましになるものが多いと判断した	21%	4%
(12) 事業の実施体制を組むことが困難であった	55%	25%
(13) 公募期間が足りなかった	25%	4%

(質問 2)

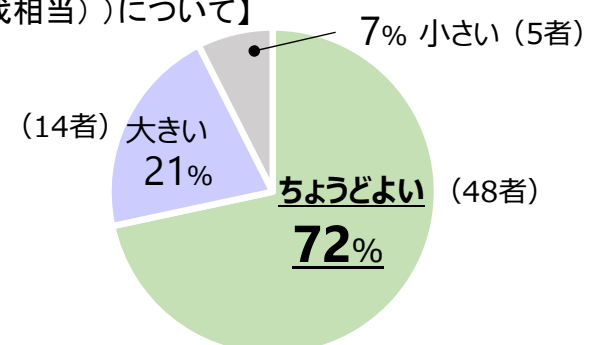
説明会参加者の権利期間と区域面積に対する意見

(回答者:①の67者)

【パイロット箇所の権利期間(10年程度)について】



【パイロット箇所の区域面積(20～30ha/年程度(皆伐相当))について】



大規模な需要に応じた樹木採取区指定のイメージ

<想定されるケース>

- 国産材を活用する大型製材工場等の新設等が予定されており、地域で大規模な需要が発生する。
- 国有林材のシェアを踏まえると、基本形の樹木採取区(権利期間10年程度、規模200~300ha程度)を超える規模で国有林材へのニーズが見込まれる。
- 集荷圏内となる地域内に、相当規模の国有林の人工林資源が存在する。



このような場合、集荷圏となる地域内の隣接県または隣接する森林計画区で、複数の樹木採取区を指定することも1つの手法

